

医療法人社団 健仁会
森内科胃腸科医院
診療所短期入所療養介護
診療所介護予防短期入所療養介護
運用規定

(運用規定設置も趣旨)

第1条 医療法人社団が開設する、森内科胃腸科医院(以下[施設]という。)の行う診療所短期入所療養介護サービス(以下[事業]という。)の適切な運営を確保する為に、人員及び管理運営に関する事項を定める。

(施設の目的)

第2条 介護状態と認定された利用者(以下[利用者]という。)に対して施設の医師、看護職員、介護職員、介護支援専門員及び事務職員(以下[従事者]という。)が、適切な診療所短期入所療養介護施設サービス又は診療所介護予防短期入所療養介護施設サービスを提供する事を目的とする。

(事業の方針)

- 第3条 (1) 事業は、介護保険法及びその他の関連法令並びに通知の基本理念に基づき利用者の人格の尊重、意思及び心身の状況並びに家族の意向等を考慮し、個々の能力に応じたケアプランに沿った適切なサービスを行い、利用者及びその家族が安心且つ自立した日常生活を営む事が出来る様支援を行う。
- (2) 事業の実施にあたっては、地域や家族との結び付きを重視した運営を行い、関係市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携を努めるものとする。

(事業所の名称及び所在地)

第4条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 医療法人社団 健仁会
森内科胃腸科医院
- (2) 所在地 余市郡仁木町北町1丁目6-2

(従事者の職種、員数及び職務内容)

第5条 事業提供にあたる従事者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

(但し、職種によってはたの事業と兼務可能とする。)

- (1) 管理者 1名(常勤)
管理者は、提供にあたる従事者の管理及び利用者の申し込みに係る調整、業務実施状況の把握、その他の管理を一元的に行うと共に、従事者に事業所の運営に必要な指示命令を行う。
- (2) 医師 2名(常勤・兼務)
医師は、利用者の健康状態を常に把握し、健康保持の為に必要な措置を講ずる。
- (3) 看護職員 7名(常勤・兼務) 8名(常勤・兼務)
看護職員は、利用者の病状及び心身の状態に応じ、看護を提供する。
- (4) 介護職員 6名(常勤・非常勤・兼務) 7名(常勤・兼務)
介護職員は、利用者の病状及び心身の状態に応じ、介護を提供する。
- (5) 支援相談員 1名(兼務)
支援相談員は、利用者及びその家族の生活相談や利用計画、日程プログラム等のサービス調整、他機関との連携を行う。

(6) 介護支援専門員（外部）

介護支援専門員は、利用者及びその家族の希望、医師の治療方針に基づき、他の従事者と議の上、施設サービス計画を作成する。

(7) 事務職員 1名（兼務）

事務職員は、介護報酬に関する事務等必要な事務を行う。

（事業の内容及び利用対象者並びに定員）

第6条 事業の内容及び利用対象者並びに定員は次のとおりとする。

(1) 内容

- ・施設サービス計画に基づく看護
- ・医学管理下の介護
- ・生活機能の改善又は維持の為に機能訓練
- ・健康管理
- ・食事の提供及び栄養管理
- ・入浴、清拭による清潔の保持
- ・日常生活の世話
- ・家族に対する相談、助言等の援助

(2) 利用対象者

要介護者

(3) 定員

18床

(4) 実施地区

仁木町内及び後志管内

（施設サービス計画の作成等）

第7条(1) 診療所短期入所療養介護施設サービスの提供を開始する際には、利用者の心身の状況、その置かれている環境、利用者及びその家族の希望等を勘案し、個別に施設サービス計画を作成する。

(2) 施設サービス計画の作成、変更の際には、利用者又はその家族に対して、当該計画の内容を説明し同意を得る。

(3) 利用者に対し、施設サービス計画に基づいて各種サービスを提供すると共に、継続的なサービス管理、評価を行う。

（利用料その他の費用の額）

第8条-1 利用料は、厚生労働大臣が定める基準によるものとして、当該診療所短期入所療養介護サービスが法定代理受領サービスである時は、次の各号の合計とする。

(1) 診療所短期入所療養介護施設サービスの提供（食事の提供を除く）については、厚生労働大臣が定めた額とする。

(2) 食事提供について厚生労働大臣が定めた標準負担額。

(3) その他の費用については、次のとおりとする。

- | | |
|--------------|--------------------|
| ・居住費個室1日に付き | 1728円（別紙参照）（102号室） |
| ・居住費2人室1日に付き | 437円（別紙参照）（111号室） |
| ・居住費3人室1日に付き | 437円（別紙参照）（105号室） |
| ・居住費3人室1日に付き | 437円（別紙参照）（106号室） |
| ・居住費3人室1日に付き | 437円（別紙参照）（107号室） |
| ・居住費3人室1日に付き | 437円（別紙参照）（108号室） |
| ・居住費3人室1日に付き | 437円（別紙参照）（110号室） |
| ・食費1日 | 1445円（別紙参照） |
| ・室料差額料金1日に付き | 1,000円 個室（102号室） |
| ・日用品費1日に付き | 200円（別紙参照） |
| ・ハンギング1本 | 35円（別紙参照） |

- 第8条-2 前項各号に掲げる費用の額に係るサービスの提供に当たっては、事前に利用者又は、家族に対して文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受ける事とする。
- 第8条-3 事業は、介護サービスの対価として必要となる利用料金の合計金額を請求する事とする。又、支払いを受けた時には領収書を発行する。

（施設の利用にあたっての留意事項）

- 第9条 施設の利用に際し、あらかじめ利用申込者又はその家族に対し、事業所の運営規定の概要、勤務体制、及びその他利用申込者がサービスの選択に質すると認められる重要事項を記した文書を交付した上で説明を行い、サービスの内容及び利用機関等について利用申込者の同意を得るものとする。

（非常災害対策）

- 第10条 非常災害時に適切に対応する為、非常災害に関する具体的な計画を立てると共に、非常災害に備える為、定期的に非難、救出その他必要な訓練に努める。

（守秘義務）

- 第11条-1 従事者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 第11条-2 従事者は、事業を退職後も業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持する義務を負う事とする。

（損害賠償）

- 第12条-1 事業所は、利用者に対するサービスの提供により、賠償すべき事由が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。但し、事業所の責に帰すべき事由に起因しない場合は、この限りではない。
- 第12条-2 事業所は、利用者の責による賠償すべき事由が発生した場合は、損害賠償を利用者又はその家族へ請求できるものとする。

（その他の運営に関する重要事項）

- 第13条-1 事業所は、従事者の資質の向上を図る為の研修の機会を設けるものとし、又、業務体系整備する。
- （1）採用時研修 採用後3ヶ月以内
- （2）継続研修 年4回
- 第13条-2 この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項は医療法人社団との協議に基づいて定めるものとする。
- 第13条-3 従事者は、施設での宗教・政治・その他の営利活動は禁止とする。

（付 則）

この規定は、令和4年9月1日から施行する。

診療所短期入所療養介護（Ⅰ）

3人部屋

（1日あたり）

利用者負担区分	食費	居住費	計
第1段階 老齢福祉年金受給者 （生活保護の受給者）	300円	0円	300円
第2段階	600円	430円	1030円
第3段階① ②	1000円 1300円	430円 430円	1430円 1730円
第4段階 一般世帯	1445円	437円	1882円

個室

（1日あたり）

利用者負担区分	食費	居住費	計
第1段階 老齢福祉年金受給者 （生活保護の受給者）	300円	550円	850円
第2段階	600円	550円	1150円
第3段階 ① ②	1000円 1300円	1370円 1370円	2370円 2670円
第4段階 一般世帯	1445円	1728円	3173円

その他の料金

品目	料金
日用品費 ・ ポリデント ・ 歯ブラシ ・ 歯磨き粉 ・ シャンプー ・ ボディーソープ ・ ティッシュ	200円/日
ハミングッド	35円/1本
病衣	70円/日